

仕 様 書

1. 件名
干草チモシーほか4点令和8年度下半期概算買入
2. 品名、品質・形状等、納品回数、概算総数量
別紙明細書のとおり
3. 納品日・納品時間・納品数量
納品日・納品時間・納品数量は、納入期間中、本法人職員が原則として前日までに納入業者あて指示する。
4. 納入期間
令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
5. 納品場所
大阪市天王寺区茶臼山町1-108 天王寺動物園内
6. 担当者
地方独立行政法人 天王寺動物園 飼育展示課 清原明浩、中原祥貴 電話 (06)6771-2151
7. 納入方法
原則として10トン車以下の車両で搬入すること。
なお、園内を走行する時には本法人職員の指示に従うこと。
8. 検査
納品の際に納品数量及び形状を確認し、適切な条件で保管した上次回納品時までに使用し、使用時に本法人職員が品質を検査する。
9. 契約上の注意
万一納品数量、納品日時・場所および品質・形状等において本法人職員が指定した納品が行われない場合は全て受注者において賠償の責を負う。
10. 精算および支払い
受注者は月に一度を限度に検査に合格した数量に対して支払いを請求できるものとする。
11. 特記事項
本仕様書に疑義のあるときは、比較見積前に本法人担当者に問いただしておくこと。
契約後は、本法人の解釈に従い、一切の異議を認めない。
契約締結後、すみやかに契約担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。

< 附則 >

動物の嗜好性に合った飼料であり、一定期間の保存が可能な良好なものであること。
品質、形状、安全基準等において、要求される基準を満たしたものであること。
本契約は概算契約であり、契約金額の確定は納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。また、必要数量については本法人の都合により、概算総数量から変動することがある。
動物の嗜好性や採餌状況等によって、納品数量や頻度、産地や品種等の変更を指示する場合がある。

仕 様 書 （ 明 細 書 ）

	品 名	品 質 ・ 形 状 等	納品回数	概算総数量	単 位	備 考
1	干草チモシー	ニュークロップで2番刈りのもの。他種牧草の混入が無いもの。動物の嗜好に合うもの。良く乾燥し、変質や変色、蒸れのない良質品。ダブルプレス、ハーフカットとし、1束20～25kgとなる形状にて納品のこと。プレミアム級の品質とする。	月1回以上	12250	Kg	
2	干草ルーサン	ニュークロップであること。良く乾燥し、変質や変色、蒸れのない良質品。動物の嗜好に合うもの。1束20～25kg前後となる形状にて納品のこと。	月1回以上	7740	Kg	
3	干草スーダン	スーダン種。良く乾燥し、変質や変色、蒸れのない良質品。動物の嗜好に合うもの。1束20～25kg前後となる形状にて納品のこと。硝酸態窒素の低いものとする。	月1回以上	9300	Kg	
4	ヘイキューブ	ルーサン牧草のニュークロップを原料としてキューブ状に押し固めたもの。キューブの大きさはレギュラーキューブ（約35 X 35 X 35mm）で、形が崩れていないもの。異物の混入が無く、金属探知機で検査したもの。	月1回以上	6290	Kg	
5	フスマ	水分含有量の低い良質品。カビや異物の混入の無いもの。	月1回以上	700	Kg	

暴力団等の排除に関する特記仕様書

地方独立行政法人天王寺動物園（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本法人監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本法人に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本法人が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の地方独立行政天王寺動物園総務課（連絡先：06-6771-2150）に報告しなければならない。

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。